



高校生までの世帯に 10万円を支給します。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で子育て世帯を支援する観点から、給付金の支給を行います。

給付額 児童一人につき **10万円**

対象児童 平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれ



- ①令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）支給対象児童
 - ②令和3年9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）
 - ③令和4年3月31日までに生まれた児童手当（特例給付を除く）支給対象児童（新生児）
- ※②は生年月日が期間内であれば、高等学校等に在籍していることは必要ありません。
ただし、婚姻している場合は対象外となります。

申請が必要な方

郵送または福祉課窓口で申請してください。

- ①令和3年9月30日時点で高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童のみを養育している保護者
 - ②所属庁から児童手当（特例給付を除く）を受給している公務員
 - ③令和3年12月15日から令和4年3月31日までに生まれた児童手当（特例給付を除く）支給対象児童（新生児）の保護者
- ※保護者の所得が児童手当（特例給付を除く）の支給対象となる金額と同等未満の場合に給付金の対象となります。詳細は恩納村役場ホームページをご覧ください。
※①と②の方は令和3年9月30日時点の住所地市町村で申請になります。
※③の方は児童が出生した時点の住所地市町村で申請になります。

申請期間

令和4年1月7日（金）～令和4年3月11日（金） ※土日・祝日を除く
午前8時30分～午後5時

申請書 について

- ・申請が必要と思われる方には、1月上旬に申請書を送付しています。
- ・申請書は村ホームページまたは福祉課にて配布しています。

申請場所

福祉課（庁舎1階 ③番窓口）
〒904-0492 恩納村字恩納 2451 番地

お問い合わせ：福祉課 ☎966-1207